

除染及び特定廃棄物処理に関する 最近の取組・体制整備の状況について

平成24年11月
環境省

除染推進パッケージの実施①

10/7 総理指示(楡葉町除染現場・仮置場御視察時)



10/23 除染推進パッケージ～除染の加速化及び不安解消に向けて～の策定

住民の不安解消を図りながら、除染をさらに加速化



除染推進パッケージに盛り込んだ対策を着実に実施

10/30までに実施

沢水のモニタリングについて、地元の要望をお聞きする作業を開始。

福島環境再生事務所が現場の実情に応じて機動的な判断を行うための措置の第1弾として、

○現場保管のためのコンクリートボックスの取扱等に関して新たな基準を策定。

○ガイドラインと補助金のQ&Aを改定し、ホームページに掲載。

除染に関するリスクコミュニケーション強化の一環として、

○除染に関するハンドブック・読本の配布を開始。

○福島県内で除染の専門家による出張講座等体制(80人程度)を構築。



同意取得業務の民間委託拡充

○10月内に国直轄事業の同意取得等業務の民間委託を概ね倍増(約40→80名程度)。

地元と連携し、農地除染の具体的除染方法を決定。準備が整った市町村から順次作業開始。

補助金等の概算払いの実施。11月から受付を開始し、これまでに14件、約13億円を受け付け。必要書類が整い次第、順次迅速に支払い。

除染推進パッケージの実施②

除染推進パッケージに盛り込んだ対策等を着実に実施

11/5までに実施

福島環境再生事務所への権限委譲、除染と廃棄物処理の総合的な推進のため、

○人材の確保等の体制の強化に向けた関係各省の協力を要請。

○当面の緊急的な措置として、本省課長補佐級職員等11人を福島環境再生事務所勤務に。

除染人材の広域的確保のため、福島環境再生事務所とハローワークとの連携を強化

○除染関連事業での入札結果をハローワークに提供し、ハローワークでは、その落札業者に関する情報を活用して人材確保に取り組んでいただく。

11/6

関係府省の連携強化のため、除染及び特定廃棄物処理に関する関係閣僚会合を開催

11/16までに実施

放射線影響に関するリスクコミュニケーション強化のため、

○福島県立医大と連携体制を構築。除染情報プラザ（福島市）を活用し、福島県立医大の有識者から放射線の健康影響に関する講座の開催や、個別の健康相談等を実施予定。（初回12/2）

11/30までに実施

関係府省間の連携を強化し、

○新たに森林除染ワーキングチームを設置（林野庁、復興庁、環境省等）。

○内閣府、復興庁、環境省との課題横断での連携強化を行う体制を整備。

**除染の効果や進捗情報（施設数、面積等）について
除染情報サイト上で情報提供の体制を構築**

**現場の実情に応じた機動的な判断の一環として、
特に要望の多い除染に伴う子どもの生活環境改善のための措置（遊具の塗装、ネット等の交換等）に関して、対象事業の拡大を指示**

特定廃棄物の処理に向けた取組状況

指定廃棄物関係

- 平成24年3月30日に「指定廃棄物の今後の処理の方針」を公表。
- 5県(栃木、茨城、宮城、群馬、千葉)の各知事に対し、環境副大臣から最終処分場の設置に向けた協力を要請。



- **栃木県、茨城県**: 県内全市町村向けの選定手順等の説明会を開催(7/19、8/6)した後、最終処分場の候補地を提示(栃木県:矢板市塩田字大石久保国有林野(9/3)、茨城県:高萩市大字上君田字堅石国有林野(9/27))。地元自治体からは白紙撤回の要望が出されており、今後、選定の経緯や最終処分場の安全性等について説明できるよう地元自治体と調整。

- **宮城県**: 県内全市町村向けの選定手順等の説明会を開催(8/10)した後、県主催により市町村長会議が開催(10/25)。その会議の議論を受けて、知事が環境大臣に候補地の選定について要望(10/30)。今後、県の要望(丁寧な候補地提示、公有地も含めた検討など)に対する考え方、候補地の選定プロセスや最終処分場の安全性等について説明を行う予定。

- **群馬県**: 県が発生市町村単位の処理を検討したが、国による集約処理を国に要請(9/14)。これを受けて候補地の選定作業を開始。

- **千葉県**: 候補地の選定作業を進めつつ、国有林以外の国有地等幅広く候補地の選定作業を進めるべきとの県の意見について対応を検討中。

対策地域内廃棄物関係

- 平成24年6月11日に「対策地域内廃棄物処理計画(田村市、南相馬市、川俣町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、飯館村)」を策定。



- 仮置場及び仮設焼却炉の設置場所を自治体と調整中であり、決定次第事業発注を実施。
- 仮置場については、南相馬市の一部と檜葉町において、造成工事に着手済み。その他の町村においては、町村の協力を得ながら、用地選定作業を継続。
- 要解体家屋の解体及び放置車両の撤去を南相馬市にて実施中。同様の事業を檜葉町においても検討中。

上記に加え、当初想定されていなかった以下の廃棄物についても、住民帰還の妨げになることから、早急な対応が必要

- **生活ごみ**: 自治体によるごみ収集インフラが整うまでの当面の間は、国で処理することが必要。現在、町村の要望に応じて、一時立入時に住民が排出した生活ごみや、長期間避難していたために発生する家屋の片付けごみ用の仮置場の確保や収集・衛生管理等を実施中(南相馬市・檜葉町・川内村)。その他自治体においても、今後実施予定。
- **その他の廃棄物**: 事業所内に保管されたままの薬品・危険物などは、基本的には事業主が処理するものであるが、従前の処理ルートが停止しており、処理できていない状態。



- ・ごみステーションの状況(写真左)
- ・不法投棄されたとみられる片付けごみ(写真右)

指定廃棄物の指定状況(平成24年11月2日時点)

都道府県	焼却灰				浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 ※焼却灰含む		農業集落 排水汚泥		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	焼却灰(一般)		焼却灰(産廃)		件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
	件	数量(t)	件	数量(t)														
岩手県	5	181.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	176.4	6	357.5
宮城県	0	0	0	0	8	1,011.2	0	0	0	0	0	0	2	2,238.2	3	0.2	13	3,249.6
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.7	3	2.7
福島県	123	57,676.4	26	1,473.9	27	1,639.3	3	168.1	29	8,588.8	0	0	2	30	18	306.6	228	69,883.1
茨城県	11	1,763.0	0	0	0	0	0	0	2	925.8	0	0	0	0	0	0	13	2,688.8
栃木県	9	1,034	0	0	10	584.5	0 (1)	0 (67)	8	2,200	0	0	3	3,535	0	0	30	7,353.5
群馬県	0	0	0	0	5	450.6	1	127	2	171.1	0	0	0	0	0	0	8	748.7
千葉県	18	1,591.7	2	0.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	1,592.3
東京都	1	980.7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	981.7
新潟県	0	0	0	0	4	1,017.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1,017.9
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8.6	1	8.6
合計	167	63,226.9	29	1,475.5	54	4,703.5	4	295.1	41	11,885.7	0	0	7	5,803.2	26	494.5	328	87,884

※栃木県の浄水発生土(工水)(1件、67t)は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。5

中間貯蔵施設に係る最近の動き

平成23年10月 環境省が中間貯蔵施設等の基本的考え方(ロードマップ)を策定・公表し、県内市町村長に説明

※ 主な内容

- ・ 中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う
- ・ 仮置場の本格搬入開始から3年程度(平成27年1月)を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う
- ・ 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする
- ・ 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する

平成23年12月 双葉郡内での施設設置について、福島県及び双葉郡8町村に検討を要請

平成24年3月 福島県及び双葉郡8町村に対し、3つの町(双葉町、大熊町、楢葉町)に分散設置する考え方を説明

平成24年8月 福島県及び双葉郡8町村に対し、中間貯蔵施設に関する調査について説明

平成24年8月～11月 福島県及び双葉郡8町村に対し個別の説明

平成24年11月 福島県及び双葉郡町村長の協議の場において、福島県知事から、調査の受入表明

除染及び特定廃棄物処理に係る体制について

関係閣僚会合

議長：官房長官

副議長：環境大臣

国家公安委員会委員長、復興大臣、総務大臣、文科大臣、
厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣、防衛大臣

環境省

平成24年度

環境省本省、地方事務所(福島、関東)
の職員、協力人員を含め**500人規模**

除染等

環境省
除染チーム
70人程度*

特定廃棄物処理

廃棄物チーム
(指定廃棄物、対策
地域内廃棄物)
40人程度*

福島環境再生事務所
約200人** (廃棄物担当を含む)

地方支所 地方支所 地方支所 ..

関東地方環境事務所約40人***

平成25年度

除染等

環境省
除染チーム
+16人***

中間貯蔵施
設担当

特定廃棄物処理

廃棄物チーム
+9人***

指定廃棄物
担当

福島環境再生事務所
+134人***

中間貯蔵施
設担当

対策地域内
廃棄物担当

地方支所 地方支所 地方支所 ..

関東・東北地方環境事務所 +27人** 指定廃棄物担
当

* 一部定員 ** 定員

*** 定員要求中

同意取得業務の民間委託拡充(10/23 除染推進パッケージ)

国直轄事業の同意取得等業務の民間委託を概ね倍増(約40→80名程度)

除染関連作業員の確保

除染関連作業員について、労働安全にも配慮しつつ、除染に必要な知識を持った方に作業をいただけるよう、作業を行う班長/職長を対象とした**研修を実施**(平成23年度～ 約1.5万人超。) ※班長/職長は作業員5名に1名を想定。

○今後除染事業がさらに本格化すれば、必要な人材の確保が課題となる可能性。
○地元雇用の確保に配慮しつつ、**ハローワークを通じた広域的人材確保の充実**。(10/23 除染推進パッケージ)